

平成二十年三月二十一日受領  
答弁第一七一号

内閣衆質一六九第一七一号

平成二十年三月二十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされる  
やり取りの経緯に対する外務省の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に対する外務省の認識に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

苗木の持込み及び植樹については、外務省としては、四島交流の枠組みで北方領土を訪問した御指摘の訪問団の具体的な行程を記載した日程表に明記されていなかったと承知しており、また、先の答弁書（平成二十年三月十一日内閣衆質一六九第一三二号）の一から五までについて等で繰り返し述べているとおり、北海道庁から事前に協議を受けていなかった。

四、五、七、八及び十から十七までについて

御指摘の事実があった後に御指摘の者から外務省に報告があったと承知している。外務省において、御指摘の決裁書は作成されていない。先の答弁書（平成二十年三月十一日内閣衆質一六九第一三二号）の六から八まで、十一及び十二について述べたとおり、外務省として御指摘の事実があったと考えるのは、当時、主に御指摘の者から提出された当時の報告書及び診断書から判断したものである。当時の報告書には御指摘の事実の経緯が記されていたと承知しており、十分な客観性を有していると考えている。その他

のお尋ねについては、文書が残されておらず、お答えすることは困難である。

六及び九について

個別具体的事例に即して判断する必要があり、仮定の質問にお答えすることは困難である。